

新宿区教育委員会会議録

平成17年第12回定例会

平成17年12月2日

新宿区教育委員会

平成17年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年12月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時14分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 8 1 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について
- 日程第 2 議案第 8 2 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

報 告

- 1 平成 1 7 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 子どもの見守り・安全強化の取り組みについて（口頭）（教育政策課長）
- 3 西戸山地区中学校の適正配置の取組開始について（口頭）（教育環境整備課長）
- 4 新宿区文化財保護審議会への諮問（第 1 2 号・第 1 3 号）について（生涯学習振興課長）
- 5 新宿区立歴史博物館の臨時休館について（生涯学習振興課長）
- 6 （仮称）子ども図書館の工事及び名称公募について（中央図書館長）
- 7 その他

協 議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について（教育政策課長）

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第81号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第81号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、第81号の御説明をいたします。

「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」でございます。

1枚めくっていただきまして、新宿区教育委員会教育長が、新宿教育委員会の臨時代理に関する規則第2条第1号の規定に基づき、下記のとおり教育委員会の権限に属する事務について臨時に代理を行ったと。

記書きで1番のところですが、臨時代理の要件該当性ということで、平成17年度の給与改定につきまして、11月21日に区長会と特別区の職員労働組合連合会が妥結したところです。給与改定の条例案につきましては、区長は平成17年第4回定例会、今開会中ですが、この12月6日が最終本会議ですが、こちらの方に追加提案するということになっております。教育委員会としましては、11月28日までに条例案を決定し、区長に改正条例の区議会への提案を依頼しなければならないという状況にございました。

こうした状況から、「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」案の決定につきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に規定する緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会を招集するいとまがないときに該当するというふうに判断いたしました。

臨時代理を行った日でございますが、17年11月28日でございます。

臨時代理を行った事務の件名は、「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」案の決定でございます。

条例改正の理由でございますが、特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、地方自治法の改正に伴い所要の改正をする必要があるためでございます。

条例案の内容でございますが、給与改定につきましては、今回給料表の引下げがございます。特別区の人勤は公民較差がマイナス0.97%ございましたが、平均いたしますと0.9%ということで、今回の給料表の引下げがございます。

1枚めくっていただきまして裏面の方でございますが、それともう1つはイとして、配偶者及び配偶者を欠く第1子に係る扶養手当の月額を1,000円引き下げるということで、現行1万5,700円を1万4,700円というふうにするものです。それから3点目の内容は、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものです。中身は、管理職以外の職員と管理職、再任用職員と、それぞれ異なっておりますが、6月期のボーナスにつきましては、管理職以外の職員は0.4が勤勉手当ですが、これに0.025加算いたしまして0.425。12月期には0.45に対しまして同じく0.025加算いたしまして0.475。それから管理職につきましては、勤勉は現行0.8のところにも0.025加算いたしまして0.825です。それから12月期は同様でございます。再任用職員につきましては、0.2に0.025加算いたしまして0.225。12月期につきましては、0.25に0.025加算いたしまして0.275月というふうになります。

なお、この引上げ分については、来年の3月期の年度末手当に加算いたしまして0.05月を支給するものでございます。

それから(2)のその他の改正でございますが、国家公務員につきまして、地域における官民の給与水準をより均衡させるために、地域手当の制度が導入されることに合わせまして、地方自治法も改正されております。職員に対して支給することができる手当が「調整手当」という名称から「地域手当」というふうに改められております。これに伴いまして、調整手当の支給を廃止し、新たに地域手当を支給するものでございます。この算定方法については変更ございませんので、この割合については12%ということで変わっておりません。

経過措置でございますが、17年4月から12月までの期間に係ります公民較差相当分0.97分です、先ほどの人勤の分でございますが、この解消を図るため来年3月期の期末手当につきまして、公民較差相当額を減じた額の期末手当を支給するというので、4月から12月まで9カ月分も給与とボーナス、その較差分を減額して期末手当として支給するというのでございます。

それから施行日につきましては、18年1月1日からということで、ただ改正内容の2の地域手当というふうに改正する部分については、同年次18年の4月1日から施行ということになります。

条例の新旧対照表が次からついております。アンダーラインの部分が変わった点でございます。左側が改正案で右側が現行でございます。

11条は扶養手当の額でございます。それから13条は調整手当から地域手当というふうに名称を改めております。それから1枚飛ばしまして、30条は勤勉手当の規定でございますが、2項の方で6月期、12月期の支給割合について変更になっております。3項は再任用職員に対する支給割合でございます。

2枚めくっていただきまして、改正案と現行の給料表が出ております。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

何かございませんか。

この臨時代理云々には全く異議ないんですが、この新旧対照表の地域手当と調整手当ですか、これはただ文言が変わったというだけなんですか。

教育政策課長 今回は文言が変わっただけの話でございますが、国家公務員につきましては全国的に相当物価が違うということで、調整手当の見直しといいますか地域手当という形にしまして、最大18%の差、6%から最大18%まで、今調整手当と言っているものを変えていくということですので、物価が高い東京のようなところは多分18%ぐらいになって、その上がった分本俸を下げってしまうということで、トータルでは上がらない状況になるんですが、そういった改正が今後進んでいきます。特別区においても、今後そういった検討はされていくと思いますが、その辺がどうなるかは今後の推移を見ないとわかりませんが、今回につきましては、結果的には名称だけの改正にとどまっております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。内藤委員お願いします。

内藤委員 今回の人事委員会の勧告ですか、これの基本方針というのはどこにあるんだろう。つまり、この場合たまたま幼稚園教育職員に限られていますが、特別区職員の、あくまで民間の給与がこれからどう変わっていくかということなんだけど、現時点で給与抑制の方向にあると考えていいんですか。つまり、一方で勤勉手当というのが年に2回だけ、こちらは

極めて小額に当たると思いますが、これは引き上げて、この配偶者及び配偶者を欠く扶養手当の方は引き下げるといふ。ちょっと全体の基本方針というか哲学が読み取れないんですが、その点はどう理解したらいいですか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今おっしゃいました給与の改定分、扶養手当も含めて、これは民間との給与較差の是正ということでございます。もちろん勤勉手当の部分の引上げ分についても民間に合わせて民間の上昇分を0.05ということで引き上げるものでございます。これは通常給与改定と申しますか、人事委員勧告の中身としてはベースとしてあるわけですが、今委員御指摘の中で、今回のポイントと申しますか人事委員勧告の中身の中では、今回直接は反映しておりませんが、給与構造の改革ということで、すみません、これは反映している部分もございまして、年功的な給与上昇の抑制、それから職務、職責及び業績に基づく給与制度の実現ということで、給料表の構造とか昇給、昇格法、手当制度の見直し、それから勤務実績の給与への反映等を考えるということで、1つは評価制度を給与に反映していくようなシステムをつくっていくということで、そういった制度が不可欠だという人勧が出ております。

これは先ほども申し上げました地域手当とはまた別に、こういった評価制度をどういうふうに給料表等に反映していくかということで、今給料表について幼稚園のしかわからないんですが、行政職の給料表につきましては、今お手元にある資料で言えば幼稚園の給料表をちょっとごらんいただきたいんですが、これは等級が1級から3級までにしか分かれておりませんが、行政職の場合は1級から10級まででございます。今回、行政職の場合は1、2級を実質的に一緒ということで廃止しまして、1、2級を1級として少し縮めて、1級から9級までになりますが、それぞれの等級、1級で言えばここで言う、仮に1級の3号給というのが14万7,400円になっていますが、ここを4段階に分けてしまつて、例えば14万7,400円から15万1,400円とかそういうような幾つかの区切り、4つですね、4つの区切りをつくつて、そこに評価制度を反映して、同じ、例えば1級の3号法でも、3号法の中でまた細かい1、2、3、4というのが出てきまして、その中で評価を反映させるような給与構造にしていくというようなことが、今回の勧告として出ております。これは今後詰められていくシステムだということです。ですから、今回大きくはそういったところが出ています。非常に複雑な給与体系には、確かになっていくんじゃないかというふうに思っております。

幾つかまだほかにも細かい点はございますが、大きな点ではそういった評価制度の確立ということで、給与のシステムの中に評価の結果を反映させていくようなシステムをつくつて

いくと。それが大きなところでございます。

櫻井委員長 よろしいですか。

内藤委員 基本的な考え方はわかりました。

櫻井委員長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第81号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第81号は原案のとおり承認いたしました。

議案第82号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

櫻井委員長 次に「日程第2 議案第82号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」を議題といたします。

教育長、お願いします。

教育長 「日程第2 議案第82号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」は、平成17年度新宿区一般会計補正予算（第6号）に関するもので、現在開会中の平成17年度第4回区議会定例会に区長が追加提案を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

櫻井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

日程第2 議案第82号を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 よろしいですか。

〔「議案第82号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について」は、非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調整する。〕

報告1 平成17年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

- 報告 2 子どもの見守り・安全強化の取り組みについて
- 報告 3 西戸山地区中学校の適正配置の取組開始について
- 報告 4 新宿区文化財保護審議会への諮問（第 1 2 号・第 1 3 号）について
- 報告 5 新宿区立歴史博物館の臨時休館について
- 報告 6 （仮称）子ども図書館の工事及び名称公募について
- 報告 7 その他

櫻井委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から 6 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

では、事務局の方から説明をお願いいたします。次長、どうぞ。

次長 それでは、17年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について御説明させていただきます。お手元に要旨がございますので、それに則しましてできるだけ簡潔に御説明させていただきます。

まず、社会新宿区議会議員団の代表質問ですけれども、総合運動場等の整備について。これは戸山総合運動場のことを聞いております。この計画は、第一次は整備されてきたんですけれども、その後、総合運動場建設を含めた第二次計画についてとんざしている状況にあると。それがどういう課題があるのかということです。

答弁の中で、東京都が財政上の理由等によって計画が中断しているというふうにお答えしていますけれども、ここは御案内だと思いますけれども、戸山人骨が出た付近でございまして、ですから単純に財政問題だけではないんだろうというふうに思っていますが、財政上等の理由によって計画が中断しているというふうにお答えしています。新宿区としては、戸山公園内の多目的運動広場を、総合運動場建設を含めて使いたいというような思いはあったわけでございますので、区としては引き続き整備の促進等を要望していくというふうに答えています。

それと、民間運動施設の地域開放の推進についても聞かれています。と申しますのも、区内、運動施設がなかなか場所が得られないというような状況がございまして、民間の方はどうかということなんですけれども、現在、上智大学と都立山吹高校の運動施設は既に区民に開放されています。そのほかにも民間の企業であったり、隣接の自治体とかもいろいろ調査等もしておりますけれども、調査結果によりますと、区内についてはやはり空いているところはなかなかないと。少し遠いところでしたら利用可能なところはないわけではありませ

ん。ただ、そこにも答弁の中に言っていることは、可能性のある施設は遠方であると。それと、需要の方が土曜日、日曜日に集中しているわけですね。土曜日、日曜日については、空いているところというのは、まず、なかなか近いところではないわけです。遠方の方では空いていますけれども、平日でもいいという話になると、それですと区内でも逆に平日だったら何とかありますよと、そのような状況にありまして、なかなか思うようにいかないというようなところがあります。

それと、次に学校施設開放についても聞かれているんですが、これは今現在でもなかなか利用調整等が難しいんですけれども、19年度までに新たなニーズにも対応した学校施設開放の実現を目指していくというお答えをしています。

それと、統合跡地等のことについても聞かれているわけです。それについては、なかなか教育委員会だけで判断できない面がございますので、区全体で多様な角度から検討していくというふうに答えています。

次のページですけれども、日本共産党新宿区議会議員団代表質問で、少人数学級について聞かれています。少人数学級の早期実施ということと、区独自の教員・講師の採用ということについて聞かれています。

答弁ですけれども、従来からお答えしていることとほとんど同じような答えしかしておりません。学級編制を弾力的に実施することについては、教員の採用・任用上の課題や財政負担等の課題があり、引き続き国や都の動向を見据えながら検討していくと。それと、区の教員の独自採用についても慎重に取り組むべきものだということに言っています。それと区費講師につきましては、今回は、来年度、「確かな学力」の基本目標を掲げまして、予算上も教育委員会としてはかなり思い切った拡充策を要望しております。区費講師については大幅に拡充する予定であるというふうに答えています。校長の弾力的な人事構想を支援するものであると。

それと、次に小学校、中学校、養護学校の夏休み短縮について聞かれております。これも広報の11月25日号でパブリックコメントをかけましたけれども、そのあたりをめぐっての早速の御質問ということで、まず子どもたちの夏休みの過ごし方の実態について調査すべきだと。それと、1年以上の検討期間をおくべきだと。それとパブリックコメントの結果を公表すべきだと、そういう御質問ですけれども、それに対しては答弁といたしまして、学校は子どもの夏休みの過ごし方についてはもう実態は把握していますと。それと「確かな学力の育成」への取り組みは教育委員会にとって喫緊の課題であるので、全力を挙げて取り組んでい

きますというふうに答えています。パブリックコメントの結果については、当然のことですけれども、積極的に公表していくということです。

次の質問もあるんですけれども、後でも重複しますので、ちょっと飛ばしまして、新宿区議会公明党の代表質問です。学校選択制について聞いております。選択性の検証が必要であると。それと、校長の経営者としての研修の実際についてはどうなのかと。校庭等の立地条件、それが選択制に影響しているのではないのかと。あと、自転車通学について聞かれております。

答えですけれども、これは前にも御報告していると思いますが、小・中学校の新1年生の保護者に対してアンケートを実施して、その結果、小・中学校ともに9割以上の方が選択した学校に満足しているという結果が得られております。学校選択制について十分に理解が進んだものと受け止めているというふうに答えておりますけれども、しかし一方ではということで、学校のイメージが保護者の風評で決まるといった御意見もあります。また、小規模校が敬遠される傾向も見受けられると。この辺については確かにそういう傾向があるというわけです。それで、小規模校のきめ細かな取り組みについても、保護者に対する情報の発信に努めていくというふうに答えております。

校長の研修等についてですけれども、本年度については学校の安全管理、子どもの虐待防止というテーマで、学校の直面している課題に対して、校長のリーダーシップ等についての研修を行ったと。最後に、区民から信頼される学校づくりをするために、校長みずから区民ニーズを把握する姿勢を示すなど、そういったことが大事だというふうに答えています。

4ページでございますけれども、校庭の広さ等が選択制に影響している面がないとは言えないわけで、ただ、物理的な条件をなかなかクリアするということは難しい問題でございますので、個別の事情の中でさまざまな工夫による魅力のある教育活動を展開しています。教育委員会としても、学校の個別事情を踏まえながら、必要な支援を行ってきたいというふうに答えています。自転車通学の件についてなんですが、新宿区は都内で最も公共交通の発達した街でもあり、道路交通事情は極めて厳しい状況があると。このような中で自転車通学を認めることは、登下校の安全に配慮すべき立場にある学校としても非常に困難であると考えています。なお、選択制を導入した他区において19区中18区において自転車通学を認めておりません。ただ、全く検討もしないというふうにもいかないと思いますので、今後の研究課題というふうに答えおります。

次に、子ども読書運動の推進についてということで、読書運動と学力向上、子ども読書活

動推進計画の進捗状況と目標達成について、読書環境整備の進捗状況について聞かれております。

それに対する答えなのですが、朝読書を実施している学校は、小学校で28校、中学校で10校になりましたと。朝読書の成果として、本を読む習慣が身についたということと、児童・生徒が1時間目から集中して、落ち着いて学習に取り組むようになったと。そういういい報告が得られております。

それと、読書活動、子ども読書の計画の目標と進捗状況についてなんですけれども、そこに5項目について述べております。第1が区立図書館の子ども利用登録率ということだったんですけれども、これは小・中ともに増加しております。第2に、区立図書館の年間貸出し冊数ということなんですけれども、小学生は増加して中学生は減少しています。第3に、小・中学校の児童・生徒の不読者率、これは小学校が減少して中学校はやや増加と。第4に、朝の読書等の実施率。これは先ほども申し上げたように、小・中ともに大幅に増加ということなんです。第5に、区立学校図書館図書標準の充足率については、蔵書数は微増ながら改善が進んでいると。総じて申し上げますと、中学校の方がちょっと厳しい状況にあるのかなということでございます。

次に、各学校の図書の充実のことについてなんですけれども、学校図書館の蔵書の数というのは、まあ率直に申し上げれば、廃棄しなければ数はふえるわけなんですけれども、そうすると、なかなか新しい本が少ないということになりますので、廃棄しながら新しい本を充足しているわけです。そういう形で、蔵書数の確保と蔵書本の内容の充実を図ることができるということで、これは現在計画的に進めております。それと、あと子ども図書館が18年に開設されますので、それに合わせて中央図書館の蔵書を学校に配本することを予定しております。

次に新宿区議会無所属クラブ代表質問で、「新宿音頭」と西條八十についてという質問があります。西條八十について何か企画展などを検討できないかという趣旨の御質問でございます。今後の検討課題というふうにお答えしました。

次に新宿区議会花マルクラブ。代表質問ということで「区長と話そうしんじゅくトーク」の教育委員会版についてということで、教育委員会としても区長が「しんじゅくトーク」ということで、各出張所単位で区民との話し合いの場とかを設定して回っておりますけれども、教育委員会の姿勢としても、そういったことが必要なのではないのかという趣旨の御質問です。

答えといたしまして、教育委員会と区民との対話など、より積極的に住民意向を把握する

ための機会について検討し、開かれた教育委員会づくりに取り組んでいくというふうにお答えしておりますので、またこの件については御相談させていただきたいと思っております。

次に学校評議員制度現状分析についてと。学校評議員制度というのはもう各校で立ち上がって、いろんな外部評価等も含めていただいているわけですが、それについての御質問です。

お答えといたしまして、学校評議員制度は開かれた学校づくりを推進するために保護者・地域の意向を把握し、校長は学校の運営状況等の説明をして、理解を求め、その協力を得るために設置されたものです。実際には、年度当初に校長の学校経営の方針を説明して、学校行事、学校評価を初め、学校運営に関するさまざまな意見をいただいております。要は、これが機能しているのかどうかという趣旨の御質問です。実は、一般的なお答えをしているんですけれども、その後、例えば今回の夏休みの短縮問題などについては学校評議員会で話題になっているのかというような質問が、これは再質問で追加がありました。

それに対して私の方からお答えしたのが、その次長答弁と書いてあるやつなんですけれども、夏休みの短縮問題というより、「確かな学力」の来年度の考え方、方針ですけれども、それが今現在評議員会で論議されているということはないと思っておりますけれども、今後子どもたちの「確かな学力の育成」というテーマの一環で、各学校の評議員会でも積極的に意見をいただきたい項目であると考えていますというお答えをいたしました。

それと、次に自由民主党新宿区議会議員団、これは一般質問です。体験的な学習による青少年の健全育成と若年失業者対策についてということで、これは福祉部の方から、それと教育委員会の方からと両方答弁しています。7ページの方の教育委員会の方ですけれども、各小・中学校にスクール・コーディネーターを配置しましたと。学校と地域との橋渡しを進めていますと。それと、地域の教育力との連携事業として、中学生による専門学校でのコンピューターをつかったアニメ制作、あと調理師による調理指導だとか、デザイン画作成、そういった体験学習を、実際にことし実施しています。それと、企画をしてもなかなか子どもが集まらない現状について聞かれておりますので、その要因はいろいろ考えられるわけですが、教育委員会では生涯学習推進委員の協力による中学生キャンプなど、地域団体との連携事業をモデル的に実施し、親子で関心を持てる企画内容などの情報発信を行っていますと。それと、よく区長部局と子どもの取り合いをしているなんていう話も言われるわけですが、その辺の情報共有のあり方と言っておりますけれども、日程調整等も含めてやっていきますというお答えをしています。

それと、ニートとか、そういった観点でも御質問を受けています。教育委員会では、一番下の部分なんですけれども、学校教育における職場体験学習の充実とともに、家庭教育において働くことの意味や苦労、それと表裏一体をなす喜びなどが、両親から子どもに伝えられることが大切と考えていると。今後ともこのような観点からPTA等と連携し、家庭教育支援の充実を図っていくと。それと地域の人々、組織と職業体験や起業家体験等の機会の拡充に向けて、連携・協働を一層進めていくというふうにお答えしました。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 それでは、2点目の報告でございます。子どもの見守り・安全強化の取り組みについて、口頭で御報告をさせていただきます。

既に御案内のように、去る11月22日、広島市の小学生が下校途中に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。事件そのものは1週間を経て解決に向かっているということですが、この事件を受けまして、新宿区教育委員会におきましても、翌々日、祝日を挟んでおりましたが、24日に区立小・中・養護学校・幼稚園に対しまして、幼児・児童・生徒の安全確保の徹底について通知を依頼したところでございます。

広島市で発生した事件ではございますが、本区においても模倣犯等の発生なども予想されましたので、文書による安全確保の指導だけでは不十分と判断いたしまして、昨年11月に奈良県で発生しました連れ去り事件、それを受けて12月に実施しておりますが、子どもたちの安全確保強化月間という形で、12月、2学期が終わるまでやったわけですが、今回も12月1日、昨日からですが、2学期の終わる22日までの間、この子どもたちの安全確保強化月間という形で取り組みをスタートさせました。

期間中教育委員会では、地域や警察とも連携した取り組みができるよう、地域の方へ、子どもへの声かけとか通学路での見守り、あるいは不審者情報の通報などを協力依頼してまいりたいというふうに考えております。

また、警察へも、パトロールの強化について、昨日4警察署にまいりまして、それぞれ生活安全課の課長さんをお願いしてきております。学校に対しましては、昨日の文書を発送いたしまして、1つは、児童・生徒への登下校指導の徹底ということで、特に極力1人では登下校させない、あるいは子どもの110番の家の確認指導、それから万一の場合の対処方の指導ということで、指導を徹底していただくと。それから、特に集団下校を実施していただき

たいということで、過去にやっている学校もあるし、現在恒常的にやっている学校は1校あるとうふうに聞いておりますけれども、期間内に全校で必ず1回以上実施していただきたいという形で、具体的をお願いしております。それから、過去に配布いたしました防犯ブザーの携帯率が非常に悪いという指摘も受けておりますので、その携帯の徹底、それから作動点検を必ずやるようお願いしております。

それからもう1点は、今回の広島市の事件も死角に入ったときにそういった事件が発生したというようにも聞いております。通学路上の要注意箇所の再点検ということで、既に各学校で取り組んでいただいていると思いますが、再度点検をしていただくと。それから保護者や地域に子どもの見守り活動への、学校から依頼をしていただくような、そういった取り組みをお願いしております。

今回につきましては、昨年も同様の取り組みをしたわけですが、ポイントとしては、子どもへの指導、それから集団下校の実施、通学路の要注意箇所の点検、この3点については必ずやっていただくということで、少しポイントを絞ってお願いしております。期間が終了した後については、この取り組み結果についても教育委員会にも御報告したいと思っておりますので、この結果についても報告するよう依頼しております。

このほか、PTAには11月28日に正副会長さんにおいでいただきまして、学校と連携をとつつ、主に通学路での登下校時の見守り、パトロール、それから子どもへの声かけなどを実施してもらう予定でございます。

11月25日には、この取り組みを決めた直後ですが、新宿区においても、北新宿の地域ですが、子どもが連れ去られそうになるという未遂事件が起こっております。幸い、大事には至っておりませんが、日ごろからの安全対策への取り組みが重要だということで、改めて痛感したところでございます。また、きのうは、栃木県の今市市でしょうか、こちらの方で小学生が下校時にいまだに行方不明になっているということで、大変心配されるところでございますが、これにつきましても教育指導課の方から学校の方に、継送の連絡網で注意を喚起する旨流しております。

以上でございます。

櫻井委員長 では、教育環境整備課長、お願いします。

教育環境整備課長 私の方から、西戸山地区中学校の適正配置の取組開始について、口頭報告いたします。

西戸山地区の2つの中学校、西戸山中学校と西戸山第2中学校でございますが、の適正配

置の取組を開始いたします。学校の適正配置につきましては、平成4年の審議会の答申、また平成14年の学校適正配置のビジョンに基づき、第6次の適正配置、これは四谷地区小学校でございますが、まで進めてきております。適正配置の取り組みは学校適正配置のビジョンの地区割りを踏まえて、学校やPTAと御相談する中で取組地域を決めて進めているものでございます。中学校につきましては、戸塚・大久保地区の統合が済みしましたので、残っているのは牛込地区と西戸山地区ということでございますが、生徒数、また校舎の老朽化の状況、さらにはこれからの学校のあり方等々を踏まえまして、学校、PTA等と御相談する中で、今回は西戸山地区の中学校2校の適正配置の話し合いを進めていくというものでございます。

なお、今後の学校適正配置の進め方につきまして、基本的には平成4年の審議会答申及び平成14年の適正配置ビジョン、これを基本に進めてまいりますが、昨今のいろんな動きですね、今まで進めてきた適正配置ですとか、学校選択制、学級編制基準の見直し、そういうようは最近の動きを踏まえまして、現在、教育委員会の管理職を中心に、一定の課題の整理を進めております。まとめましたら、それも後日報告したいというふうに考えております。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 それでは、新宿区文化財保護審議会への諮問について御報告いたします。

2件、諮問をさせていただきたいと思っております。

1件目は、新宿区登録文化財の登録についてでございます。報告4の資料をごらんください。対象の物件は記載のとおりでございます。旧四谷地区と旧市谷地区にある寺院に伝来した梵鐘で、予備調査の結果、江戸時代中ごろの鑄造であると推定されています。戦争中の金属抛出により、区内でも少なくなった梵鐘の中でも貴重なものであると推測されております。

続きまして2つ目の諮問でございます。諮問事項は、新宿区内に所在する近代以降の資料に関する取り扱いについてでございます。平成16年5月に文化財保護法が改正されましたが、その中で、文化財の裾野をより広げることを主眼に、緩やかな保護制度を取り入れることなどが提唱されてきております。これまで新宿区では、指定登録文化財の対象については、原則として江戸時代までの物件を優先してきたところですが、近代以降の資料についても、これまでの取り組みが限定的なものでしたので、大量に存在していると推測されるそれらについて、どのように保護・保存をしていくかという課題がございます。このため、その取り扱いについて、新宿区文化財保護審議会に諮問をするものでございます。

続きまして、新宿区立歴史博物館の臨時休館についてでございます。

所蔵資料を、害虫やかびなどによる被害から守るために、収蔵庫の燻蒸を行います。これは、人体にも有害な薬剤を使用するものですので、臨時休館日の設定をいたします。休館日は資料のとおり、12月21日から28日でございます。なお、作業としてはガス廃棄作業が28日で完了しなかった場合のために、29日に予備日を設けてございます。

周知につきましては、区の広報と「Oh!レガス」、またホームページによるものといたします。そして、この燻蒸作業は2年に1回実施しているものでございます。

以上で報告を終わります。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、中央図書館長、お願いします。

中央図書館長 それでは、(仮称)子ども図書館の工事及び図書館の名称の公募につきまして、御報告申し上げます。

中央図書館では、現在、2階に児童室がございしますが、こちらの児童室を区立図書館の児童サービスの拠点として育てるということで、ハード面におきましても十分な機能性を備えるために工事を行うものでございます。18年5月5日にリニューアルオープンというふうに考えております。その間の2階の児童室の休館期間ですが、18年1月16日月曜日から18年5月4日まで。ただ、これは、5月5日にオープンセレモニーを行います、その前にできるだけ早い時期に仮オープンをして、子ども図書館として機能させていきたいというふうに考えております。

それから、児童図書5万冊、これにつきましては、区立図書館全体の中では約3割に当たりますが、これを一時、図書館の中で移転しまして、その期間も含むものと考えております。それでこの間、5万冊につきましては、いわゆる流通することが難しいということで、それ以外の各地域図書館の児童室を中心に貸出し及び予約、これをほかの図書館の資料等を行うように努力したいと思っております。

周知方法につきましては、「広報しんじゅく」の12月25日号、それから図書館のホームページ、それとポスターで周知してまいりたいと思います。

そのほかでございますが、この工事につきましては、現在、営繕課と最終調整しておりますが、まだ詳細につきましては、今後詰めてまた御報告させていただきたいと思っております。

次に(仮称)子ども図書館の名称の公募でございますが、これは資料の裏面の方をごらんさせていただきたいと思っております。

応募方法につきましては、(2)でございます。各図書館カウンターに設置された応募箱、こちらの方に御投函していただきたいと思っております。それから公募期間は、昨日、12月1日から12月20日まで。選定基準としましては、漢字、ひらがな、及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称で、以下3つの条件の1つに該当する名称とすることで、まず第1に、子ども読書活動推進をイメージできる名称。それから(仮称)子ども図書館の特徴をあらわす名称。それと利用者の希望、願いにちなんだ名称を考えております。

決定方法につきましては、子ども読書活動推進会議の方に特別委員会としまして名称選定委員会を設置いただきまして、こちらの方で決定させていただきたいと思っております。この最終的な発表につきましては、2月15日の区の広報でお知らせする予定でございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。これで、報告6までの説明は終わりました。

では、報告1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

代表質問じゃなくても。議会での質問についてです。いかがでしょうか。

いかがですか。

それでは、伺っていいですか。最初の、かわの議員の質問で運動場が少ないということで、答弁で、新たなニーズにも対応した学校施設開放の実現を目指していくと御答弁なさっていますけれども、これは具体的にはどういったことを考えていらっしゃるんですか。

では、生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 今現在、区の委託事業として小・中学校を活用して幾つか実施していただいている事業があるわけなんですけれども、そうしたものを少し集めて1本にしていくというようなことによって、重複している内容などがある程度整理されて、そして施設の方も空きが出てくる可能性があるといったようなことですか、それから、夜間照明をつけて、夜も校庭を使えるようにするとかといったようなことによって広げていきたいと、新しいニーズに応えられるようにしたいと思っております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

夏休みの短縮についてなんですけど、これはやはり、学校現場での意見は十分にお聞きになったんですね。

教育指導課長、お願いします。

教育指導課長 学校現場の教員個々、1人1人に尋ねるということは物理的には難しいわけ

ですけれども、当然、小学校、中学校の校長会にこの案を示しまして協議していただいて、例えば小学校長会では、年間10日ぐらいがむしろ必要ではないかというような代案まで示されて御提案もいただき、そういうレベルもございます。あるいは、今週、また来週もそうですけれども、小学校の保護者の代表ということでPTAの会長、副会長の方たちにも御説明をして御意見を賜っております。

それから、何よりも教員個々のということが、今問題とされているわけですが、私も教育委員会事務局の人間が、年間を通して学校視察を行っていく中で、先生たちお1人お1人から授業にもっとゆとりを持って行いたいと。特に具体的には土曜日に何とか開校日として設けられないのかという御意見を非常に多数いただいております。

しかし、土曜日は学校教育法施行規則に基づいて休業日と定められている限りは、これは国の法ですので難しいわけですから、そうしたことも含めてお話を聞き取っておりますので、なかなかそれについての御意見が賛成というふうにはまとまりきらない部分などもございますけれども、あらゆる想定される機会を設けながら御意見を承って進めているという、そういうところでございます。

櫻井委員長 それと、やはりここに1年以上の検討期間をおくべきであるという御意見というか質問がありましたけれども、これは早急にというか早ければ早いほどいいというような、その根拠はどんなところにあるのでしょうか。

教育指導課長 それはやはり、私たちの目の前にいる子どもたちの生活環境であるとか学んでいる姿を見て、判断をさせていただいているわけでございます。なぜならば、新宿区の子どもたち、今回の施策につきましては、学力低下が新宿区においてもあるからやっているのかという御質問がございまして、今回は、新宿区の子どもたちに未来をはぐくむために「確かな学力」をしっかりと身につけさせたい。そのためには、きめの細かい指導が必要であるという判断でございます。

子どもたちは日々成長しているわけですから、1年先送りにすれば、その間に子どもたちは卒業もしていくわけです。いろんな課題がそのまま先送りになるわけですから、今できるということであれば、それは確かにスピード感を持ってやっていますので、拙速という御意見も私どもの耳に入ってはまいりますけれども、やはり子どもの成長、子どもによい環境を、そして先生たちに少しでもきめの細かい指導を展開していただきたいということで、これは、これまでも申し上げてまいりましたが、短縮だけに焦点を当ててのことではありません。いわゆる区費講師を拡充していくということ、専門の職を設けて指導の充実を、先生たちの

日々の授業を充実させてもらいたいという、その三本柱の一環として考えております。

特に短縮で反対されるのは、御意見としては、そういう御意見をいただくのも理解はできますけれども、夏期休業を短縮して2学期の当初にゆとりを持たすことによって、特に学力差とか生活面で課題のあるお子さんたちにも、かなりきめ細かく、この5日間で指導できると思いますし、まして、こうしたことを5日間を短縮することによって、5日間にとどまらず年間のカリキュラムを見直していただいて、本来のゆとり、きめの細かい指導とは何かということを考えていただくきっかけというふうに思っておりますので、これを1年先送りすることによって、確かに検討期間は長くと思いますけれども、子どもの成長には間に合わないということを考えて、ぜひ18年4月から進めてまいりたいという、そういうところで、今いろいろと関係の方々からも御意見を聴いているところでございます。

櫻井委員長 趣旨や情熱というのは、私どもにはよくわかるんですけども、十分に浸透する必要もあるわけで、それが誤解されないかなという懸念を抱くんですけども。

どうぞ。

教育指導課長 委員長の御指摘はもっともなことだというふうに思っております。

昨日も、先生たちの代表の方たちのお話を承ったんですけども、やはり学力低下からこれを踏み切っているのかというような御質問を強くいただきまして、まだまだ私たちの説明については努力不足だというふうには、率直なところ反省もしてございます。しかし、そういう御意見をいただく中で、広くそうではなく、とにかくきめの細かい授業を行って確かな学力を育てる必要があるということは訴えていく必要があると思っております。

なお、子どもたちにもこのことは、やはりきちっと示していかなければいけないと思いますので、12月8日に校園長会がございまして、そこで校園長に、子どもたちにもこの施策についてわかりやすく説明をしたい。特に夏休みの短縮ということになれば、子どもたちもそれなりに考えや意見がございましょうから、発達年齢は違いますけれども、その発達年齢に応じてわかりやすく説明をして、よく意見を聴いて、そしてまた教育委員会や学校がどういう教育をしようとしているのかもともに考えて、理解を進めてもらえるようにというようなことで段取りも進めております。当然、子どもがしっかりと受け止めてもらえれば、保護者の方にも周知は広まっていくというふうに考えております。

櫻井委員長 ぜひ、そのように理解を深めていただきたいと思います。

私ばかりでごめんなさい。いかがでしょうか。

ほかに、いかがですか。報告1に関してはよろしいですか。

では、報告2についてはいかがでしょうか。子どもの見守り・安全強化の取り組みについてです。

これも私が言っちゃって、すみません。委員長ばかりで。

強化月間は非常にいいんですけれども、もちろん常日ごろ、そういうチェックというか怠りはないわけですよ。

教育指導課長。

教育指導課長 こういう事件が昨年も起きて、ちょうど今ぐらいに強化月間ということで、非常にタイミングが不幸なタイミングであって、本当に私なども胸がかきむしられる思いです。それとリンクさせるということはいかがなものかなと思いますけれども、1つは、学校を中心にして地域や関係諸団体に協力体制をきちんとしていくことは当然のことだと思います。

それから、御質問の、日ごろどうなっているかということでもありますけれども、これまでもセーフティー教室というものが設けられておまして、もともとは東京都が実施を求めてきているところですが、新宿区はその計画を1年前倒して、既に全校実施に基づいて本年度取り組んでおります。具体的には単なる安全指導というようなことではなくて、子どもの防犯、安全意識を啓発していくというような形で、体験的なものを実施していくということでございます。

それから、こういう安全指導の中心は生活指導主任ですが、生活指導主任に対しても、子どもたち1人1人がこういう怖い思いを、もし不幸にしてしまったときにも、自分1人でも対応できるような能力を養うようなそういう特別な訓練があるんですけれども、そういう訓練のノウハウを持っている方を講師として招いて、生活指導主任にそうした講習会に参加していただいて、そういうノウハウを学校に戻して、日々、子どもたちに十分な、ただお話で危ないところに行っちゃだめよとか、こうですよということではなくて、こういうときにはどういうふうな対応をすればいいのかというようなことを広めていくようなことも行っております。

そういうものは1つ2つの実施例でありますけれども、そういう取り組みを各学校が必要に応じて展開していただけているというふうに受け止めてございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。ぜひ、悲劇を未然に防いでいただくようお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

では、報告3に移ってよろしいでしょうか。報告3、西戸山地区中学校の適正配置の取組

開始についてです。いかがでしょうか。

よろしいですか。内藤委員。

内藤委員 これは地域の方々というのかな、ちょうど中学校に進学するお子さんがあるような家庭では相当関心もあるし、それからどうも統合があるんじゃないかという感じを、皆さん持っておられると思うんで、どういう形がいいんですかね。こういうものは、なるべく早期に方針を打ち出した方がかえって、そういう風評がね。そういう風評が余り先行するということは好ましくないんじゃないかという感じを持っていますが、その点いかがですか。

櫻井委員長 教育環境整備課長、どうぞ。

教育環境整備課長 方針なんですけど、我々、やはり日ごろ学校とかPTAと今回も御相談をして、それで一定の方向性を持って、また小学校等とも御相談をして、近いうちに説明会等も開いて、一定の方向性はある程度持って、それで今度は公に説明会を開いていきたいというふうに考えております。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

やはり、やむにやまれず統廃合だという雰囲気にならないと。こっちが済んだぞ、では今度の獲物はというように保護者側に受け取られてしまうと、すごいマイナスになってしまうと思うんですね。必要だからということが、もうちょっと認知されるといいように思いますけれどもね。

次長。

次長 私どもは中学校、まあ小学校もそうなんですけれども、特に中学校については一定以上の体力が、やはり必要だと思っていますし、子どもたちの活力、学校の活力、それとまた西戸山地区につきましては、実は小・中連携校を新たなコンセプトでつくりたいなというふうな思いもありまして、そんなことをこれから保護者、地域にも十分説明する中で、速やかに御賛同いただけるようにしたいと思っております。

櫻井委員長 お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、報告4ではいかがでしょうか。文化財保護審議会への諮問についてです。

ありませんか。よろしいですか。

では、報告5、新宿区立歴史博物館の臨時休館についてはいかがでしょう。

このガス廃棄作業というのはどんなことなんですか。すみません。

生涯学習振興課長 庫内にガスを充満させてということですので、それを抜かなければなら

ないわけで、一遍に抜いてしまいますと、それがまた近隣の環境汚染ということにもなりますので、時間をかけて抜くということでございます。

櫻井委員長 でも、ガスは外に出るわけですか。

生涯学習振興課長 少しずつ出させていただきます。

櫻井委員長 そうなんですか。

生涯学習振興課長 活性炭を通して、一定の毒性を除去した上で出させていただきます。

櫻井委員長 引火なんかは大丈夫なんですか。そんなこと心配することないかな。火がつくということは。

生涯学習振興課長 燻蒸と申しましても、バルサンのようなイメージでよろしいかと思いません。

櫻井委員長 そうですか。わかりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告6はいかがでしょう。（仮称）子ども図書館の工事及び名称公募についてです。

これもよろしいですか。質問、御意見ございませんでしょうか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 公募期間がちょっと短いような印象を受けるんですけどね。5月に再開するんだったら、これは私も疑問に思うというだけで質問なんですけど、この公募期間の設定というのは、何か根拠があるのかということと、それから、図書館のカウンターに設置された応募箱に投函して云々とありますが、これを公募しているということの周知徹底というのはどういう方法をとられていますか。

櫻井委員長 中央図書館長、お願いします。

中央図書館長 期間につきましては、年末年始に当たることもありまして、年内にある程度集中的に募集をしたいということが1つです。それと、あと看板をつくったり何かするのになるべく早くに名称を確定させていきたいということもございました。

それから、この周知につきましては、今図書館のホームページがございますので、そちらの方と各地域図書館の方に児童室がございますので、そちらの方にポスターを張ったりして周知活動をしております。

櫻井委員長 要するにカウンターの応募箱に投函しなければいけなくて、インターネットではだめなんですね。

中央図書館長 これにつきましては、応募箱をカウンターに設けましたので、できればそち

らの方をお願いしたいんですが、それ以外の方法でも当然受け付けて、いい名称がありましたら採用させていただきたいと思っております。

櫻井委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

では、御質問がなければ、本日の日程で報告7、その他となっておりますが、何かございますか。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

協議1 「教育行政の推進にあたって」について

櫻井委員長 次に続いて協議に入ります。

それでは、協議1、「教育行政の推進にあたって」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長。

教育政策課長 では、協議の「教育行政の推進にあたって」でございます。

前回の定例会で、この基本方針の改定に当たっての、今年度の方針といいますか、そういったことを御説明させていただいております。協議1というのがきょうの資料になるわけですが、参考として2点、資料がございます。A4の1枚のものです。参考というふうに書いておりますが、これは前回御説明したものをちょっと修正しております。前回は簡単におさらいすれば、教育目標についてはアンダーラインにございますように、引き続きこの目標を堅持しながら、その実現に向けてさまざまな施策を展開していかねばならないと考えていますということで、ここについては今回変更しないということで。基本方針については、アンダーラインの部分にございますように、18年度策定に当たっては四次実計と第二次行財政改革計画、及び新基本構想・基本計画の策定に向けた議論との整合性を図りながら、以下の観点により時代にふさわしく、より一層わかりやすい基本方針としてその一部を改正するというので、1つは、現行教育目標の趣旨を基本に「確かな学力の育成」に向けた新たな学校教育施策を盛り込んでいくと。もう1点は、親の教育力の向上支援や地域の教育力と学校との連携から融合に向けた施策を位置づけると。大きく2点を基本に据えるということです。

一番下の策定までの日程でございますが、前回につきましては、12月20日の部分の臨時教育委員会については入れておりませんでした。今回、20日に臨時教育委員会を予定しており

ますので、ここでも本日御提示いたします素案について御意見をいただきたいと思っております。本日いろいろと御意見をいただいたものにつきまして20日までに修正をいたしまして、2回目の素案の提示とさせていただきたいというふうに思っております。その後は1月の定例教育委員会で原案として御提案して審議をいただきまして、正式には2月3日に議決をしていただくという段取りで進めたいと思います。

それでは、協議の説明に入る前に、もう1つの参考という右肩にございます資料でございます。

これは前回、基本方針の改定に当たってということで御説明した折に、熊谷委員の方からこれまでの進捗状況といえますか各事業の進捗状況について報告してほしいという旨のご提案がございましたので、まとめてございます。協議の資料を御説明する前に、先にこちらの方を御案内したいと思います。

これは、左側が17年度の教育行政の推進に当たっての項目になっております。基本方針1というのが「地域社会や国際社会において信頼される人」を育てる教育の推進」ということで、そのうち4つの項目に分かれております。前回、こういうプリントでお示しましたが、これがそっくりそのままこちらの表の方に落ちておりますので、左側が基本方針1の4点の記述でございます。それに対して右側の方が、17年度上半期までの主な実績と評価ということで入れております。

ここではポイントだけ御説明してまいります。右側では主に学校で、左側の基本方針の項目に対してやっていることを書いております。基本方針1はかなり大きな方針ということで、こういう形で実施をしております。

1枚めくっていただきまして、基本方針2、「学力の確実な定着を図り、個性や創造性を伸ばす教育の推進」ということで、ここでも同じような記載をしておりますが、5番目のところですね。「教員一人ひとりの経験や適正に応じた研修の充実により教員の資質や指導力の向上を図り、児童・生徒にわかりやすい授業への工夫・改善を通して、確実な学力を身につけさせる。」この部分については2つほど右側に実績評価を加えております。1点目は、課題解決型研修の実施ということと、2点目は、今話題になっておりました、本年7月の下旬に「教え上手な先生あり方検討会」を立ち上げて、年間授業日数の拡充について先行して議論していただきました。その結果、11月に夏期休業日の短縮による年間授業日数の拡充について提言をいただいたところでございます。

それから6番目については、キャリア教育といえますか、職業体験のところでございます

が、右側に実績を書いております。

それから、次のページです。基本方針3、「魅力ある教育環境づくりの推進」ということで、1番目は開かれた学校づくりの推進ということで、右側の方に実績が出ております。評議員会の意見等が学校経営に活かされているということと、評議員を公募する学校が2校から7校へふえたということで、外部評価については評価の結果が効果的に教育課程に活かされる仕組みの検討を行っている。

2番目は、幼・小・中学校間における継続的な連携教育の推進ということで、右側の方の実績評価ということでは、愛日・中町の幼保連携園が9月からスタートしております。また、四谷幼保一元施設に向けても順調に進んで、区民の関心も高まっていると。それから、5月から市内では幼児教育のあり方検討の準備会を開催して課題整理を行っております。ほぼ、これについても整理がついてきておりまして、12月中に最終の準備会を開いて、来年早々ぐらいには第1回の検討会を立ち上げたいというふうに考えております。

3番目は、適切な講師の配置とかボランティアの活用ですが、実績の方に書いてございますように、チームティーチング、それから少人数指導の実施校が小学校28校中学校11校。ボランティアについては早稲田大学の教育ボランティア、あるいは目白大学のメンタルサポートボランティアの学生の小・中学校への派遣ということでございます。

それから一番下の方にいきまして、いじめや不登校などのメンタルケアを必要とする児童・生徒のサポート体制でございます。右側のような取り組みがされております。

次のページでございます。7番目は、学校選択制度の充実ということで、制度理解のための制度チラシや案内冊子の充実を図ったということで、またアンケートについて満足度の項目を加えて制度の評価を行ったところです。

その下の学校適正配置につきましては、今報告がございましたが、西戸山地区の計画の策定に取り組みを始めております。それから、左側の後段の方は学校の施設整備の計画的な整備ということで、普通教室の空調化につきましては、小学校の空調設備については当初の予定通り完了しております。

9番目の学校の安全関係につきましては、セーフティー教室は、先ほど指導課長の答弁にございましたが、全校で前倒して実施しております。それから、モニター付きのインターホンとオートロック装置及び緊急通報システムの各学校への設置を決定し、今後のモニター付きインターホン・オートロックにつきましては完了しております。今、緊急通報システムを、年内にすべて完了するように進めているところでございます。

それから、軽度の発達障害の子どもに対する教育の充実、心身障害教育の充実を含めてでございますが、情緒・通級学級に関する検討会の報告を踏まえまして、落合二中の方に学級を、中学校の方でございますが新設を決定して、来年度開設をいたします。

それから基本方針の4ですが、「学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化」ということで、ここでは2番目のスクールコーディネーターのところでございますが、小・中全41校中40校までスクールコーディネーターの配置ができております。

最後の基本方針の5番目のところですが、一番目の方は、総合型地域スポーツ・文化クラブへの移行について、そのクラブの創設に向けた機能転換モデル事業が3地区で実施されたと。

あと、3番目の方でございますが、図書館の関係ですが、の図書館サポーターの登録者は117名となったということでございます。

大体、こんなような17年度上半期の実績及び評価ということで、これらを念頭におかれまして、協議1の資料の方で各課から挙げてきたものを教育政策課の方でまとめたものがございます。まだまだ素案の本当に素案という形でございますが、一応これについても御説明してまいりたいと思います。

左側が18年度の案ということですが、右側が参考に17年度の方針を書いております。アンダーラインの部分が18年度の、17年度から変更した箇所ということでございます。

まず、基本方針1の(3)ですが、ここにつきましては「規範意識を高める教育」などということで追加をさせていただいております。これは、最近の少年犯罪の発生といいますが、つい最近では町田の都立高校の1年生女子生徒が殺害されましたが、そういった事件も踏まえまして、都教委の方もこういった指導を強めてきております。学校の意識づけということもありまして、こういった文言、「規範意識を高める教育」ということで加えさせていただいております。

それから4番目の方でございますが、ここは文言整理ということで修正をさせていただいております。

それから2枚目、基本方針の2でございます。今まで基本方針のレベルの文言についてはいじった経緯は余りございませんが、「確かな学力の育成」ということで、今までは「学力の確かな定着を図り」ということで、ここは文言を、今進めています特に来年度の教育委員会としては最重点施策ということで「確かな学力の育成」ということで文言がそういった最重点施策の名称と同じように整理させていただいております。

その上で、ここでは(5)のところですか。キャリア教育のところを、表現を少しわかりやすく書かせていただいております。前年は「職業体験や社会人と接する機会等の充実を通して」という表現でしたが、これに「機会等の体験活動や学校の教育活動全体を通して」というふうに、もう少しわかりやすく表現し直したところがございます。それから、職業体験につきましては、「発達段階に応じた」というふうに加えております。これは、小学校1年生から中学校3年生まで発達段階に応じて、やはり少し違って当然の話ですので、そういった意味でこういった文言を追加しております。

それから6番目でございますが、ここは教員の授業力の向上という意味で、確かな学力の育成については三本柱で、今パブリックコメントを区民の皆様、あるいは学校に周知をしているところでございますが、確かな学力の3番目に教員の授業力の向上ということ掲げております。その表現を大体ここで使わせていただいております。

次、めくっていただきまして基本方針の3のところでございます。「魅力ある教育環境づくりの推進」というところですか。すみません。これから御説明します基本方針3、その(2)のところに「文言追加」というふうになっておりますが、これは修正がありませんので「変更なし」ということで修正をしていただければと思います。真ん中の変更内容の欄は、「変更なし」ということでございます。

ここにつきましては、3番目の「確かな学力を育成するため、少人数学級指導を推進するとともに、児童・生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行えるよう、適切な講師を派遣する」と。ここは確かな学力の施策の中の1番目の柱、区費講師の派遣を言っております。ここも文言をそういうふうに修正しております。前年度までは「少人数学習指導を推進するとともに」ということでボランティアの活用をと言っておりますが、ここは今回の確かな学力の施策の中の1番目の柱です。区費講師の派遣を表現しております。

それから5番目です。ここは年間の授業日数の拡充ということで、また以下を追加しております。「校長が年間を通してゆとりある教育課程を編成し、個に応じたきめ細かな指導の充実や家庭との連携を図れるよう支援する」と。ここは追加をしております。

ここは11までございますので、次のページ。6番目のところも少し整理をさせていただいております。「学校における指導体制の整備と関係諸機関との連携を強化するとともに」というところを加えております。ちょっとわかりにくいんですが、その下の段落、また以降を削っております。これはサポートネットワーク、主には福祉部の子ども家庭課の方が中心になっているわけですが、教育委員会としては学校部会と申しますか、そういったパーツを担

っていくという意味での「整備と関係諸機関との連携を強化する」というところに入れ込んだというふうに御理解いただきたいと思います。

それから下の「充実を図る」は「取り組む」を「充実を図る」に直しております。今年度からこれに取り組むということにしておりますが、来年度は2年度目になりますので、「充実を図る」というふうに修正しております。

それから8番目の学校施設の整備の計画的な整備というところでは、来年度は幼稚園の保育室とか遊戯室、それから小学校の図書室4校が来年度残っていますが、その空調化を進めると、今時点、修正的な修正をさせていただいております。

それから9番目は、「児童・生徒が学校や地域を学びや生活の場」ということで、「生活の場」を加えております。当然、地域も含めて生活の場ということもございますので、その安全・安心という意味での「危機回避能力の育成等安全確保のための教育活動の充実に努める」ということで、ここは「生活」というところを追加ただけでございます。

それから10番目は、ADHD等の発達障害の「支援体制を構築し」というのを加えております。特に学校については、そういった教育についての支援がやはり必要だろうということで、「支援体制の構築」。それから、「特別支援教育を視野に入れた」というふうに17年度は表現しておりますが、18年度については「特別支援教育の推進・充実を図る」というふうに表現を一步進めております。

それから11番目は、幼児教育のあり方検討を18年度については進めまして、夏以降マスタープランとしてとりまとめて公表していく予定になっております。それをもとに、また実施プランを練っていくわけですが、基本的な幼児教育、就学前の教育のあり方についてはここで一定の方向性が示されますので、非常に大きな課題として今回11番目の方針としてつけ加えさせていただいております。新規ということでございます。

それから基本方針の4でございますが、1番目は子どもの安全のための地域との連携のところですが、ここは「安全・安心」ということで、区が使っております言葉と整合性を持たせたと言うところでございます。

(2)の方は、「地域に開かれた学校づくりの推進」と、「学校と地域の教育力との相互支援による教育」というふうに、これまでの「学校と地域社会の相互交流」という表現をしておりましたが、一步進んで「相互支援」というような表現に改めさせていただいております。

それから3番目は、保護者いわゆる家庭の役割とありますが、その辺の「責任」という言

葉を加えながら少し強調したというところでございます。

4番目の「安全・安心な地域づくり」というふうに、先ほどの(1)の方と大体そろえさせていただいております。

最後が5番目の方でございます。「生涯にわたって学び続けられる環境の整備」ということで、ここは17年度の「地域ごとに設立されているスポーツ交流推進委員会が学校施設開放利用団体等との連携を図り、総合型地域スポーツ・文化クラブへ移行できるよう支援していく」という表現になっておりますが、ここはスポーツ交流会、あるいは居場所事業、学校開放の居場所三事業と言っておりますそれを統合していくということで、そういった視点で表現を「学校施設を活用した事業を統合するとともに総合型地域スポーツ・文化クラブの拠点づくりを進め、地域組織と連携し、子どもから高齢者までが気軽に集える地域の居場所を整備する」という表現に改めております。

それから3番目は図書館のところでございますが、「学校図書館と連携」していくということで、これは学校と区立図書館の蔵書の共有化とか、そういった連携を強めていくというスタンスを、ここで表現させていただいております。

ちょっと長くなりましたが、御説明は以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、御意見、御質問をどうぞお願いします。

ごめんなさい、これは、今回は協議で、次回、いつ決定になるんですか。

教育政策課長 参考のペーパーの一番下に書いておりますが。

櫻井委員長 すみません、わかりました。

教育政策課長 2月3日が最終です。

櫻井委員長 教育長、お願いします。

教育長 基本方針については、この間、方向性のある程度決めたということで、この教育目標に関しては、いろいろ御批判をいただいています。つまり、網羅的で抽象的で何をやるうとしているのかポイントがつかみにくいということをかなり言われておりまして、私としては、余り今までの形にこだわらずに、思い切って、抽象的なきれいごとじゃなくて、こういうことをやるんだということが明確に見えるような表現に変えていった方がいいんじゃないかなということで、注文は出しているところです。そういった視点で、ぜひいろんな。

これを見ただけで、何をやりたいのというのがよくわからないということをよく言われますので、そういう点で、ぜひいろんな御注文をいただきたいと思いますし、それからこの参

考で熊谷委員がおっしゃったように、何をやったのかという評価のもとで、じゃ今度は何が足りないから何をやるというのが、本当にきれいごとの文言はもういいから、そこら辺のところを充実させるようなことで御意見を言っていて、そういう整理をした方がいいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

櫻井委員長 でも「規範意識」なんて言われてもわかりますかね。難しくはないんですかね。規範意識。

いかがでしょうか、ほかに。熊谷委員、お願いします。

熊谷委員 ありがとうございます。これをまとめていただいたんで、私自身は大変内容についてよく理解できました。

それで、今教育長も言われていましたけれども、具体的に何が対応しているんだというのが頭に入ってくれば、対外的にも説明しやすいですし、それからもう1つ、我々もよくやるんですけども、実際に施策の話になってくると、どういうことをやったかというのと、それから実際どのぐらいここで予算を使っているかというのが見えてくると、あるいはこういう文書の中に書く、書かないは別にして、どういう部分について予算的な措置がまだ不十分なのでそれがもう少しあれば、その活動がより具体化できると、こういうふうになると、ほとんど今教育長が言われたように、かなり目に見えた施策とこの基本方針がつながってくると思うんですけども。そんなことで、それぞれ限られた予算の中で努力をされていることは、かつ十分成果をその中で上げられているとは思いますが、特にどの部分に予算措置をとっていくかと、そういうような具体的な議論を、例えば協議会ですとか何かすれば、より実質的な教育目標達成のための基本方針というかそういうものが出てくると思うんですけども。そういう意味で、大変整理をしていただいてありがとうございます。

そんな中でちらっと見せていただいて、やはり基本方針の中で言っているお題目はよくわかるんですけども、一番いろんな意味で成果が出にくいのが基本方針の4ですかね。学校・家庭・地域の教育力の向上というのは、これはプログラムとして何かつくるにも非常に広すぎちゃってわからないのと、それから基本方針を本気になってしっかりやるとしたら、教育委員会だけの予算じゃなくて、他部局との強力な連携を組んでやるんだと。だから、この辺をブレイクスルーできれば、すべてを教育委員会の持ち金でやるんじゃなくて、区なり、場合によっては都なり、あるいは国なり、そういうところまで広げて、そういう予算と連携しながらやるんだということになってくると、かなり新宿区の教育委員会としては独自の方向性が出せるんじゃないかと。

今、先ほど御報告にもありましたように、痛ましいで事件などが起こっておりますけれども、あれは教育委員会にも多少というかそれなりのいろいろな配慮をしていくことは必要でしょうけれども、やはり一番大きいのはここで言う学校・家庭・地域の教育力というか、そういう意味で地域がうまく連携している、あるいは最近は効果を挙げていますよね、シルバーの方の地域のパトロールというのが非常に効果を上げていて、そういう方の知恵もうまくこういう教育の中で使っていけばいいかというふうに思いますので、そうなってくるとそれなりの連携をして、予算もそれなりにいろんなところから工面していただくような形で実現していかなければいけないと思いますので、そんなことが考えられればいいかなというふうに思っています。

以上でございます。

櫻井委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。何か御意見をお願いいたします。

では、細かく分けまして、基本方針1について何か御意見、御質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 まあ、しかし、抽象的といえればここは一番抽象的なんだけどね。ちょっとここは考え方を謳い上げているところですよ。この部分は具体的な施策が入っているわけではないけれども、何を言っているかわからないという感じではないと、私は思いますけれども。

確かに、委員長が言われた「規範意識を高める教育」というのは、もうちょっと易しい言葉はないかなと思いますね。

櫻井委員長 わかりますか、これ。私だけですか、わからないのは。

熊谷委員 これは文科省のですか、都の教育委員会の言葉ですか。

櫻井委員長 教育指導課長。

教育指導課長 一般的には学校現場で「規範意識を高める」というふうに、定着している言葉ではありますが、今御指摘のように定着し過ぎていることが当たり前に使っているのかということでは、見直しに値するなというふうにも思っております。子どもたちにも「規範意識」というのはストレートに使っていますけれども、なかなか反省していかなければいけないかなと思います。通常ですと、マナーとかルールぐらいで、子どもたちにはいいんですけれども、ただ、マナーとルールだけを、じゃ言葉、文言あるいは道徳の授業の1時間の中で言えばそれで定着するのかと、そういうことではなくて、学校教育全体の中でこういうことは進めていかなければいけませんので、それなりに学校は実践し努力はしてお

りますけれども、ここはさらに焦点化して1本の筋がぴしっと通ったような形で、やはり外に対してもわかりやすいものを、表現の上でも、それから教育活動の上でもしっかりと柱を立てて御理解いただけるように、そしてやはり協力していただきませんと、特にこれは実を結んでまいりませんので、もう少々研究していきたいと思います。

櫻井委員長 ほかに、1についてはいかがでしょう。よろしいですか。

では、基本方針2は「確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進」です。

内藤委員。

内藤委員 文章的なことで、中身じゃなくて表現上のことで恐縮なんですけど、この基本方針2の(6)、「児童・生徒にわかりやすい授業」それから「教員の資質や指導力」。この2つを並列しているからわかりにくい。これはやはり仮に表現するなら、「児童・生徒にわかりやすい授業を行うための」、つまり教員の資質や指導力があって児童・生徒にわかりやすい授業になるという意味でないと、ちょっととれないですよ、これ。「児童・生徒にわかりやすい授業について研究・検討し」これは、それならそれでわかる。だけど、ここに教員の資質や指導力が並列的に入ってくると、これは教員の資質や指導力があってわかりやすい授業ができるんであって、この2つの目的語というのがちょっと次元が違うんですよ。

櫻井委員長 両方を「検討し」というのにかけたかったんですね、きっと。

内藤委員 「研究・検討し」にね。

櫻井委員長 ええ、「研究・検討し」というのに。

教育指導課長。

教育指導課長 御指摘のとおりだと受け止めました。ここでのメーンは、ここで並列になっておりますけれども、わかりやすい授業は何かということ議論するよりも、わかりやすい授業を達成させる、実現させるために教員の指導力について、あるいは資質について研究してまいりますので、並列にするとわかりづらいというのは御指摘のとおりでありますので、文言については実態に則した形でわかりやすくしていきたいと思います。

櫻井委員長 よろしいですか。

では、基本方針3はいかがでしょう。

熊谷委員 すみません。

櫻井委員長 熊谷委員、お願いします。

熊谷委員 何か、いちゃもんをつけているようで申しわけないんですけども、今の基本方針の2が、前の「学力の確実な定着を図り」を「確かな学力の育成」に変えられたのは大変

私は大賛成で、この方がわかりやすいし、新宿の本当の意味での教育の1つの柱としてとらえているのでいいと思うんですが、ということはこれは大きな1つの大方針ですよ。そういう整理の仕方をしてきているとすれば、次の基本方針の3の(3)のところ、ここで確かな学力を育成するため、そういうのはちょっと。それなら前のところに書けよと、こういうふうに変に考える人もいるかもしれないので、やはり基本方針の3は魅力ある教育環境づくりの推進ということのそれを頭においてこの3を書きただけでもいいかなと。ここで確かな学力を育成するためと言われちゃうと、じゃ前のところは、というふうに何かクリアに分かれていないと、先ほどどなたかがわかりにくいとされているようなことに対しても、もうひとつ説明力が落ちるので、ここを何とか工夫していただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。今すぐに対案の文章を考えてないで申しわけないんですが。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 熊谷委員がおっしゃられたお話を、我々ここで整理をするときに、例えば教育環境をどこまで広い範囲でとるのが、ごく狭く解釈すればハード面。しかし、こういった講師を派遣するよというところも少し教育環境なんだろうというところで、この辺が議論が分かれてしまって、委員がおっしゃいますように少しわかりやすくすれば、これは確かな学力という大きな来年度の方針も性格として大きく持っておりますので、確かに2番の方に授業力の向上という確かな学力の話が出てきて、その話が3番目の環境づくりの方に2つ、年間授業日数の拡充ということで2つ出てきてしまっていますので、そういう意味では非常にわかりにくいと思いますので、この教育環境づくりというのはどこまでの範囲でとらえるのか、その辺がある程度決まってくれば、確かに2と3というのはどちらかに持っていくというところでちょっと迷うところですので、その辺は御指摘していただければと思うんですが。

今御指摘いただいた分については、ちょっと検討させていただきたいと思います。

熊谷委員 文言の問題かと思えます。ですから、教育は総合的ですから、どこかでこうダブってくるのはしょうがないと思うんですけれども、例えば「確かな学力を育成」というんじゃないくて、「教育効果を上げるため」とか何かそういうことで十分いいんじゃないかと思うんですけれども。例えばですけど。そうすれば、ああここは教育効果を上げるためにこういうような、いわゆる教育環境に対して工夫をこらしているのは、こういうふうに分かるんですけれども。確かな学力というと、どちらかと言うと先生とか教え方とか、そっちの話ですよ。こちらは環境だから、人数を少なくして教えるんだとか、そういう話で、教育効果を

著しく上げていくためにこういうような、そういう整理がついていると、よりいいんじゃないかという、そういうふうに思うだけです。

櫻井委員長 それと、これは個人的な意見ですがけれども、適切な講師を派遣するというのが2つ重なっちゃいますよね。そうすると、もやっとしてしまうというか、逃げている感じになるような。1つでしたら許せるみたいな感じです。

いかがでしょうか、ほかには。

では、この3については文言を何か考えていただくということで、移行しなくても大丈夫ですね。ここは非常に、11までにふえてしまいましたが、いかがですか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 基本方針3の(6)が割りと具体的な施策というか、具体的に触れているんだけど、その中で今度新しく入った11番、これは余りに抽象的で、これはちょっと何を言いたいかわからないですね、この子ども教育を取り巻く云々。それは、僕らはそういうことを言いたいんだろうなということはあるけれども、この文章だけ読むと何を。ちょっと余りにも抽象的という。もう少し具体的に表現した方がいいんじゃないかと思いますが。

つまり、幼保一元化とか、そういう問題が入ってくるんだろうと思うけれども。

学校運営課長 ここは、総合的な今後の幼児教育のあり方について書いてございますが、平成18年度は19年度の四谷子ども園の開設に向けて教育委員会に専門の事務局を置いて取り組んでいくこともございますので、既に動いている幼保連携と今後の総合施設等を視野に入れて、具体的な施策の打ち出し方を考えていきたいと思えます。

櫻井委員長 そうですね。これはもうちょっと具体的にわかりやすいといいですね。なるほど。

いかがでしょうか。

熊谷委員 先ほど言われていたマスタープランというのを入れちゃったらずいんですか。

教育政策課長 いや、まずくないと思いますけれども。

熊谷委員 マスタープランをつくるというと、より具体的ですね。

教育政策課長 ええ。

櫻井委員長 長くなりますか。

熊谷委員 方向性を示していくという、今後の方向についてマスタープランを作成するとかすると、おお、つくるんだとこういうふうに。でも、それをいろいろな関係でまだここで具体的に入れることに問題があるとすれば、文言を少し変えて。マスタープランと入ってい

れば。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 この部分は午前中議論をしていて、実は3の(2)と一緒に入れていたんですが、ちょっと分離した方がいいだろうということで新規に起こしたんですけれども。その際に、余りにもあいまいだなというあれはあったんですけれども、とりあえずこれで御意見を伺ってみようというちょっとずさんなところがあったんですが、今委員からお話がありましたように確かに18年度中にマスタープランをつくるというのは対外的にももう言っておりますので、そういう形で表現すればよりわかりやすくなると思いますが、もう少し具体性を持たせた書き方をしたいと思います。

櫻井委員長 お願いいたします。では、3についてはよろしいでしょうか。

教育長。

教育長 3がすごく分量的に多いんですね。それで、確かな学力というのは、これは18年度の大きな目玉なので、やはりさっきちょっと熊谷委員から出ていた、例えば3とか5とか、ここら辺のところは環境づくりというよりも、まさに確かな学力の方に行く部分じゃないかなという気もするんです。ここら辺はもう少し議論をさせていただきたいなという気がします。

櫻井委員長 私もそう思っていました。教科書の評価じゃありませんけれども、ボッチの多い方が高得点ということであると、これはやはり基本方針3に力が入るのかなという感じも受けないではないので、分量的なバランスがもうちょっとだといいなと思っていますけれども。お願いいたします。

いかがでしょう。

では、基本方針4に移ってよろしいですか。いかがでしょう。

これは余り、基本的には変わっていないんですね。文言の入れかえとか。いかがですか。

教育長、お願いします。

教育長 この基本方針の4は、確かな学力の向上に次いで、これからこれはもう少し時間をかけて取り組まなければいけない大きな重要な課題だと思っていて、これについても、もう少し具体的に中身が見えるような形で出していくとか、それからこの基本方針3の(1)の開かれた学校づくりを推進するために学校情報の公開や外部評価、ここら辺のところをこちらに入れるとか、もう少しこう全体の整理をした方がいいかなという感じがいたします。

櫻井委員長 そうですね。その点についてはいかがですか。整理を行うと。

木島委員。

木島委員 やはり、家庭教育というものが非常に今回重要なんですよ。それが3のところ
で簡単に何となくこう、ちょっとまとめられているというだけで、もう少し家庭教育に対し
て踏み込んだような形にしないと、さらっと流れちゃっているような感じなんですよ。

「学習機会を充実する」と。学習機会を充実とはなんだろうというふうになっちゃって。
重要だ重要だということを言っていて、具体的な、なんだろうという感じがすると思うん
ですよ。

内藤委員 この基本方針4の(3)のところね、保護者。これは非常に大きい問題なんですよ。

木島委員 一番大きいところですよ。

内藤委員 その割には、何だか余りすることがないような印象を受けますね。ちなみにこれ、
17年度の基本方針でこの(3)のところに該当する実績というのを見たら、父親参加事業を
はじめ、家庭教育講座にはと書いてあるから、やはり家庭教育講座の拡充とか何か、もうち
よっと具体性がここもいるんじゃないですかね。

やはり、「保護者が自らの役割や重要性を自覚し」と。自覚させるというのはなかなか容
易ならざる目標だと思いますけれども。

櫻井委員長 書くのは簡単ですが。

これについては、事務局の方はいかがですか。どんな御意見ですか。

生涯学習振興課長 施策を位置づけるということで、基本方針の書きかえというものが出
ていたんですけども、実際に取り組んでみますと、やはり観念的なことがらを並べるに終始
したと私も感じております。具体的な施策として来年度新たに始めるものもございまして、
そうしたものも具体的に載せていくということで、また考え直してもいいのかなというふう
に思います。

それから最初のころに熊谷委員から予算の関係のことでお話が出ていたと思うんですけれ
ども、他部署との連携とか、あるいは国の予算の活用とか、そうしたものも実際にはやっ
ているわけで、来年度もまたやる予定ですので、それで可能な範囲で触れるということもでき
るのかなと思います。

櫻井委員長 教育指導課長。

教育指導課長 関連してですけれども、基本方針の4の(3)については、先ほども御指摘

いただきました夏期休業の短縮をするということは、当然家庭に対する影響が少なからずあるわけです。逆に言えばその5日間を突破口にして、家庭にも十分に考えていただきたいんだという、そういう教育委員会の強いアピールがあるわけですので、この辺に載せていくかは、また事務局ではうまく調整していかなければいけないと思いますが、いずれにしろ今回の夏期休業の短縮も含めた確かな学力については、家庭の力も非常に期待しているわけですので、そういう姿勢のアピールも含めて、事務局としては今少し構想は練りつつあるんですけども、それとこういうことも含めてもっと教育委員会として発信していてもいいのではないかなと。今回の機会をチャンスととらえて、この辺を少し具体性を持たせることも考えてまいりたいと思います。

櫻井委員長 次にできてきたのが楽しみです。

木島委員 だから、具体的にもう少し。ここはくどいようでも、ほかでは繰り返す言葉があっても、ここではくどいように、「保護者」という言葉から始まっているんだけれども、「責任」という前に「親の」というのをまた繰り返して入れてもいいと思うんです。これだけ考えているんだよというぐらいに。やはり、くどいぐらいでもいいかなと。

それともう少し、できればちょっと具体的な言葉が入ってもいいかなと。

櫻井委員長 具体性がね、そうですね。では、ぜひよろしくお願いします。

ほかに4に関してはよろしいでしょうか。

では、基本方針5についてはいかがでしょうか。何かございませんか。よろしいですか。

熊谷委員もよろしいですか、これについては。

熊谷委員 実際にはこれも大事な部分ですよ。教育委員会としてね、今後。

櫻井委員長 ただ、割合と見過ごされる部分でもあるような気がするんです。

熊谷委員 そのうち高齢者の方が子どもより多くなっちゃうから、その人たちの生涯教育というのは、もう避けて通れない問題ですものね。

櫻井委員長 教育長。

教育長 この部分は、先ほど熊谷委員がおっしゃっていたことと全く関連するんですが、まさに区長部局と重なり合って、それをまたお互いにどう上手に役割分担し合って、で、連携し合ってやるかというのは、まさにポイントになる部分で。そののところも、きちっとこの中で入れ込んでいかなければいけないかなと思います。

櫻井委員長 そうですね。

ということで、ほかにはございませんでしょうか。

では、あとは名文を期待いたしまして。

それでは、ほかに御質問、御意見がなければ、協議は以上で終了いたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。お疲れ様でした。

午後 4時14分閉会